

農村振興局長賞（被害防止部門（団体））

地域と県・市等が連携して集落に働きかけ、住民が主体となって獣害対策に取り組むモデル集落に対し、住民がデータ等に基づき捕獲を実施する体制を整備。緩衝帯の整備やSNSを活用した情報共有、ICT技術の活用も積極的に推進。

しろうしゅうがいちょうじゅうたいさくすいしんきょうぎかい 宍粟市有害鳥獣対策推進協議会

（会長：樽本 たるもと 勝弘 かつひろ）
ひょうごけんしろうし
兵庫県宍粟市

主な取組

- 専門家を講師に迎え、①地域主体の獣害対策の基本、②被害の原因となる集落の課題整理、③檻の設置場所、捕獲指導、センサーカメラのデータを基にした定期的な捕獲の研修会、④集落柵や電気柵の技術研修等を実施。定期的な研修により課題の共有ができ、捕獲効率の向上につながっている。併せて、集落ごとにLINEグループを結成し、わなの設置・捕獲状況等をメンバー間で情報共有。
- 人と野生動物の棲み分けを実現するため、集落と林縁部の間への緩衝帯の整備、放置竹林の間伐等を実施。また、集落における被害対策活動の継続を図るため、環境整備を目的としたチェーンソーなどの機材を導入。
- 電気柵を張るだけでなく、専門家による研修を開催し、電気柵の仕組みや設置のポイントを指導。その結果、農作物の被害割合がほぼゼロになったほ場も存在。
- 捕獲従事者等の担い手に向けに研修会を開催し、集落からの推薦で狩猟免許を取得した場合、免許取得費用は市が全額負担するなど、継続的な活動を行うための技術者を育成。

【農作物被害金額（皆木集落）】

約303万円（令和2年度）→ 0円（令和3年度）